

議会基本条例策定代表者会議資料

平成25年11月27日

議会運営委員会協議会資料

平成25年11月26日

議会改革の調査項目について（委員長案）

- 1 議会改革について
- 2 議会基本条例について

理由

- 1 前回、9月2日に示された委員長案のうち、「1 市民と議会の関係について」「2 市長と議会の関係について」「4 調査・政策提言について」「5 広報・広聴について」は、議会基本条例策定代表者会議（以下「代表者会議」という。）の議論と重複してしまう。「3 議会運営について」については、地方自治法第109条第3項第1号に議会運営委員会の専管事項としてすでに定められている。

また、調査項目を細かく設定すると、提案しようとする改革案の内容によっては、どの項目に当たるか疑義が生じる可能性があり、調査の進行がスムーズに進まないことが考えられる。前任期の議会運営委員会の際のように、議会改革全般を包括できるような調査項目の方が提案しやすい。

- 2 議会基本条例は、代表者会議で議論し原案を取りまとめることになるが、最終的には議会運営委員会での確認等が必要であるため、その受け皿として設定する。

（代表者会議の設置要綱の規定によると、原案を作成するために、議会改革の考え方、内容等について検討することになってはいるが、議会の運営に関する事項や議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項は議会運営委員会の専管事項であるので、議会運営委員会での確認等が必要である。（地方自治法第109条第3項）

議論の対象

- 1 議会基本条例で条例化される項目以外の項目を基本とする。(例：議員定数について、議場へのパソコン持ち込みについて等)
前任期るときと同様に「議会改革の調査事項」のシートを提出、提案していただく。

- 2 議会基本条例に係る事項で、以下のとおりとする。
 - (1) 議会基本条例及びそれに付随した規則、申合せ事項等の最終確定案を確認する。(場合によっては、最終確定案に至る前の中間報告を行うことも考えられる。)
 - (2) 代表者会議で新規項目として提案のあったもののうち、議会運営委員会の判断が必要とされたものについて、条例化するか否か結論を出す。